

令和2年度 業務実施者の公募について

I 公募業務名

ごはんの魅力再生・再発見事業業務

II 事業目的

「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、国内外で、和食に対する関心が高まっている。そして、和食の社会性として、普段の家庭での食卓とともに祝い事や郷土料理、年中行事にも注目が集まっている。

このような社会・文化的環境のもと、ハレの日の新しい行事食として、「夏越の祓」に合わせ、「夏越ごはん」を制定、その商標登録及び6月30日を「夏越ごはんの日」として記念日登録を行い、その普及・啓発を行っているが、さらなる国民への浸透を図る「夏越ごはんの普及・定着」業務を展開し、日本の食文化の継承とごはん食の普及・拡大を図ることとする。

III 業務の履行期間

契約締結日から令和3年9月末日までとする。

IV 公募業務の内容等

「夏越ごはんの普及・定着」業務

本業務は、「夏越ごはん」の認知度向上及び喫食機会の増大を通じて、ごはん食の魅力再生とごはんの消費拡大を図るため、家庭内食としての普及・定着はもとより、中食・外食産業（コンビニ・スーパー・惣菜専門店・百貨店・レストラン等）等においても「夏越ごはん」の提供につながるよう継続的な働きかけをし、その普及を行うものである。

1 普及方法の提案

(1) 一般消費者・報道関係者等への普及・定着

「夏越ごはん」を一般消費者・報道関係者等に、より一層広く認知・理解・喫食（購買）行動につなげるための効果的な各種媒体を活用した方策をその理由とともに具体的に提案することとする。

(2) 中食・外食事業者等への普及

提供実績のある事業者へ継続した「夏越ごはん」の提供及び新規で「夏越ごはん」を提供してもらうため、効果的なプロモーションをその理由とともに提案することとする。また、消費者と直接的な接触の機会が多い中・外食事業者等が認知拡大のために自発的に活動できる資材等をその理由とともに提案することとする。

2 効果測定

(1) 一般消費者等向け

「夏越ごはん」認知度、喫食状況等について、事業実施後、アンケート調査等を実施し、事業効果を検証する。

(2) 中食・外食事業者等向け

「夏越ごはん」を提供した中食・外食事業者等に対し、取組み状況、今後の展開可能性等についてのアンケート調査等を実施する。

3 その他

- (1) 本業務に関する成果物に係る一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を原則として本機構に無償譲渡するものとし、本機構及び本機構が許可した者の行為については、著作者人格権は行使しないものとする。
- (2) 本機構が、成果物を活用する場合及び本機構が認めた上で二次利用する場合に、肖像権等による新たな費用等が発生しないよう必要な措置を講ずることとする。

V 実施者の決定

- 1 応募者が提出した本業務の提案書等に基づき、本機構に設置された選考委員会において評価の上、実施者を決定する。なお、委員会は、非公開で行われ、評価及び決定過程に関する問い合わせには応じない。
- 2 提案書等の評価にあたっては、以下の評価項目に従い、総合的に評価する。
 - (1) 実施者の適格性
 - ① 実施体制（管理・経理処理体制）の適格性
 - ② 実績の有無
 - (2) 事業内容
 - ① 事業目的との整合性
 - ② 事業内容との妥当性
 - ③ 納期を含めた実施の確実性
 - (3) 価格
価格の適正さ
- 3 評価結果の通知

評価結果については、決定された企業等に対して文書で通知するとともに、本機構のホームページにおいても公表する。なお、決定しなかった理由についての問い合わせには応じない。

VI 応募資格及び応募要件

1 応募資格

公募に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

- (1) 対象者
民間企業等
- (2) 参加資格
次の各号のすべてに該当する者
 - ① 最近3年間にIVに示した業務内容と同レベルの業務を実施した実績を有すること等本業務の実施に必要な能力を有していること
 - ② 本業務に係る経理、その他の事務について、必要な管理・処理体制を有すること

2 応募要件

応募者は、VIIの説明会に出席の上、VIIIの提案会に出席するとともに、提案会には、次の(1)の書類及び(2)の必要部数を持参する。

- (1) 提出書類
 - ① 実施体制

- ② 本事業内容と同レベルの業務を実施した実績書
 - ③ 企業等の定款及び役員名簿、事業報告書
 - ④ 依頼業務提案書
 - ⑤ 実施スケジュール（令和2年度実施分と令和3年度実施分を明確に区分すること）
 - ⑥ 経費見積書及び明細書（令和2年度実施分と令和3年度実施分を明確に区分すること）
- (2) 提出部数
各6部提出すること（但し、(1)の③については2部とする）。
- (3) その他
- ① 書類は、A4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込むこと
 - ② 必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがある。
 - ③ 提出に関わる費用は、提出者の負担とする。
 - ④ 提出書類等の返却はしない。

VII 説明会の開催等

本業務の説明会は、以下において開催する。

- (1) 日時：令和2年10月28日(水)10時から
- (2) 場所：公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 9階会議室
なお、説明会への参加希望者は、別紙1について、令和2年10月26日(月)17時までに、IXの問い合わせ先へ提出(FAX可)すること。期限までに申し込みのない者は、説明会への参加はできない。

VIII 提案会の開催等

本業務の提案会は、以下において開催する。

- (1) 日時：令和2年11月12日(木)具体的な時間については、応募表明書の提出があった者に対し、後日連絡する。
- (2) 場所：公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 9階会議室
なお、提案会への参加希望者は、別紙2について、令和2年11月4日(水)17時までに、IXの問い合わせ先へ提出(FAX可)すること。期限までに申し込みのない者は、提案会への参加はできない。

IX 問い合わせ先

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館9階
公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 消費拡大事業部
TEL 03-4334-2160 FAX 03-4334-2167
担当者 森嶋、五宝

(別紙1)

令和 年 月 日

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 御中

住所
名称

印

「ごはんの魅力再生・再発見事業」業務の説明会出席届

「ごはんの魅力再生・再発見事業」業務の提案に関する説明会へ出席いたします。
なお、説明会への出席に関する当社の担当者等は、下記のとおりです。

記

1 担当者 所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

2 説明会出席者数 名

(別紙2)

令和 年 月 日

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 御中

住所
名称

印

「ごはんの魅力再生・再発見事業」業務の提案に関する応募表明書

「ごはんの魅力再生・再発見」業務の提案会へ出席いたします。
なお、提案に関する当社の担当者は、下記のとおりです。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号